



労福協だより

発行
 (財)奈良県労働者福祉協議会
 〒630-8325 奈良市西木辻町93-6
 TEL 0742 (22) 4307
 FAX 0742 (23) 3399
 発行責任者 志賀通孝

クレジット・サラ金（消費者金融） の高金利を引き下げよう！

格差社会が拡大しているなか、私たちの生活はいつこうに楽にはなりません。増税などで可処分所得が減少し、無担保・無保証で借りられる小口の消費者向け金融に頼らざるを得ない人たちも増えています。ところが、いまの公定歩合が0.1%、銀行の貸出平均金利が年2%以下というわが国において、そうした需要に答えているクレジット(キャッシング)・サラ金・商工ローンの金利は、年29.2%を基準とするとんでもない高金利です。

この高金利こそ、増加する一方の自己破産者、経済的理由による自殺者を生み、果ては犯罪にまで走らせる悲劇の元凶でもあり、その一方でクレジット・サラ金・商工ローン業者に莫大な利益をもたらしているのです。

いま、貸金業者に適用される出資法の上限金利の見直しが検討されています。私たちの力をあわせて、クレジット・サラ金・商工ローンの金利を民事上有効と認められる利息制限法の制限金利まで引き下げるよう運動の輪を広げましょう。

■ 出資法・利息制限法による金利制限	
年29.2% 出資法5条	<p>民事上無効であるとともに、出資法5条の違反で処罰の対象となる</p> <p>グレーゾーン</p> <p>民事上は無効であり、判例上も返還請求の対象となるが、出資法には違反せず、債務者が任意に支払った場合には有効な弁済とみなされる場合のある金利(貸金業規制法43条)</p> <p>*サラ金やクレジットのキャッシング金利</p>
年15~20% 利息制限法1条	民事上も有効な金利

1

払わなくてもいい利息をなぜ払われるのか？

左表のように、出資法という法律で貸金業者に認められている上限金利は29.2%。これを超える金利で貸付をすれば刑事罰が科されます。一方、民事上有効と認められているのは利息制限法による貸付で、そのあいだの金利がグレーゾーンと呼ばれています。クレ・サラ業者は利息制限法の制限金利を超えても罰則がないこと、また貸金業規制法に一定の条件を整えておけば借入者が任意に支払った利息として受領できる「みなし弁済」規定があることを理由に年25~29.2%もの高金利をとり、私たちが当たり前のように払わせられています。最近の最高裁の判例では、この「みなし弁済」は無効とする判決が相次いで示されています。本来は無効であるはずの高金利によって、多くの借入者が払う必要のない利息を支払わされているのです。出資法の上限金利と利息制限法の制限金利という法律の二重構造が問題です。金利は利息制限法に一本化し、いわゆるグレーゾーンを廃止し貸金業法43条の「みなし弁済」規定を撤廃させましょう。

2

クレ・サラの問題は社会的な問題です！

経済苦による自殺は警察庁の統計によると平成16年度は7,947名。毎日20人以上の人が自殺していることとなります。これは日本全国で一年間に交通事故で亡くなる人をオーバーするほどの実態です。交通事故では国家をあげての対策がとられています。自殺者の問題についてはなんら対策が講じられてはいません。

現在、多重債務者の予備軍は200万人いるとも予想されています。厳しい取立てから逃れるためにホームレスになったり、金銭トラブルを巡る著しい環境の変化から離婚・一家離散・児童虐待・校内暴力、果ては僅かな返済金欲しさに強盗や凶悪犯罪に発展するケースも少なくありません。もはやクレ・サラ問題は大きな社会問題となっているのです。

3

サラ金CMはただちに止めさせましょう！

クレ・サラ問題は個人の責任だと言う人もいます。確かに無計画で安易にお金をかりることは反省すべきです。しかし、大手のサラ金業者は毎日のように爽やかなイメージのCMを大量に流しつづけています。サラ金から初めて借入れをする人の動機も「テレビCM」をみてというのが圧倒的です。お茶の間に日常的に流れる明るく気軽なイメージを小さな子供にまで与えつづけているのです。

しかし、大手のサラ金であっても高利貸しには違いはないのです。利息制限法の制限金利を守らない貸金業者のテレビCMは直ちに止めさせましょう。

- ・署名用紙はまもなく配布いたします。
- ・全国の労福協が取り組みます。ぜひ、ご協力をお願いします。

なら・NPOメッセ 2006

～団塊が拓く社会変革への扉～ 2006年2月18日(土)

団塊の世代の人たちに社会参加を促すセミナーが18日、奈良市ならまちセンターで開催されました。世代を超えた参加者約200人が集まりました。

「社会とつながって働く～ホームレス支援事業を通して」と題してビッグイシュー日本代表の佐野章二さんより基調講演。全国でホームレス3万人から4万人、引きこもり40万人の現在、路上生活者が販売する雑誌「ビッグイシュー」の創刊をとおしての、社会とのつながりや自立についての講演でした。最後に自分の生活を楽しんだ上で、対極にある人のことを考えることの重要性を述べられました。

またパネルディスカッションでは、パネラーとして働くものの代表(団塊の世代代表としても)南和地区労福協・連合五条地協の西本豊繁さんも登場し、活発な意見交換の場となりました。

主催 奈良NPOセンター・近畿労働金庫奈良県本部・奈良県労働者福祉協議会・奈良県社会福祉協議会
後援 連合奈良・全労済奈良県本部



多重債務問題セミナーを開催 西和地区労福協

サラ金から勤労者を守る

『多重債務防止セミナー』開催

とき 2006年2月24日(金) 18時30分～
ところ 大和郡山市「市民交流館」
参加者 67名

近畿労働金庫支店・同店推進委員会と西和地区労働者福祉協議会共催にて、多重債務防止の取り組みと多重債務者への対応についてのセミナーを67名の参加をいただき開催いたしました。

今日、個人破産申し立て件数は2004年20万件を突破、2003年度の経済的理由による自殺者は8800人を越え、潜在的多重債務者は200万人に及ぶといわれています。

アコム・プロミス・武富士等に代表されるサラ金は大きな利益をあげ、私たち市民の生活を脅かしています等等!! 整理方法として任意整理・特定調停手続き・個人民事再生手続き・自己破産手続きの分かりやすい説明等も含め北河内地区労福協相談員『辻 雄彦』氏が、働く者の視点で多重債務の講演を熱く熱く語っていただきました。



第3回交流ボーリング大会を開催!! 北和地区労福協

とき 2006年2月23日(木) 18:00～

ところ ラウンド・ワン

参加者 20チーム80名+応援団10名

参加者は、マイシューズ・マイボール持ち込みの本格派から、くたくたもしくは昨年この大会以来という方まで様々でしたが・・・各2ゲームを投げ、あちこちで拍手と笑いの渦で、楽しいひとときとなりました。チーム総合点での表彰では、昨年に引き続き、「関電労組奈良支部チーム」が優勝でした。さあ、今から来年の入賞をめざして練習です。

今後も、北和地区労福協として組合員のみなさんに多数参加して頂き、交流を深めていきたいと思えます。

- 1位 「関電労組奈良支部チーム」
- 2位 「MSTコーポレーション労組チーム」
- 3位 「NTT労組チーム」



クイズ??? かわいい図書カードプレゼント

ろうきん 「自分の金出すのに手数料やと?なんでやねん」と怒っている人の名前は
全労済 掛け金がお手頃で補償もサービスも充実。それは「? 共済」
労福協 クレジット・サラ金(? 金融)の高金利を引き下げよう!

3つの答えをそれぞれの記事の中から探していただき、ハガキまたはFAXで下記まで送ってネ。

(7名様に2000円分の図書カードプレゼント!!)

住所・氏名・職業(組合名)記入の上、ご意見もお寄せ下さい。

締切日/4月末日消印有効 次回号にて発表します。

応募先/〒630-8325 奈良市西木辻町93-6エルトピア奈良2F
奈良県労福協宛 FAX 0742-23-3399
TEL 0742-22-4307

前回37通の応募ありがとうございました。

当選者名	県職労	川本美由紀さん
	自営業	岡橋 成悟さん
	主婦	川畑智代子さん
	磯城教組	藤本 行彦さん
	シャープ葛城	谷野 仁彦さん
	全農林南和	土屋早智子さん
	関電労組	松岡 一司さん

全労済だより

全労済奈良県本部 「担当者研修会」開催致しました!

日時：2月7日(火) 14:00~
 場所：春日野荘
 出席：49団体54名



- ～研修Ⅰ～
- ①「マイカー共済」の一部改定について
 - ②「こくみん共済」の制度内容について
 - ③「労金住宅ローン専用火災共済」について
- ～研修Ⅱ～
- ④退職後の共済の継続利用について

研修Ⅰについては制度改定を実施したそれぞれの制度内容について、研修Ⅱについては今後増加してくるご退職に伴う継続手続きについて説明をさせていただきました。特に「退職後の共済の継続利用」については、各団体の皆様におかれましても関心が高いことかと思われます。今後もご意見・ご要望をいただきながら、取り組みを進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

全労済のマイカー共済

自動車総合補償共済

マイカー共済の補償がさらに拡大。万一のときの安心感も広がります。

掛金がお手頃で、補償もサービスも充実。それが『マイカー共済』です。

車両損害補償付帯契約の補償内容が拡大しました。

超過修理費用補償

対物賠償 修理費用70万円

対物賠償 40万円

相手方

ご自身

30万円の不足

対物賠償で支払いきる金額は持価額(この場合は40万円)が限度額となります。そのため修理費用に不足が生じ、トラブルの原因になることも考えられます。

対物超過修理費用補償特約を新設!

事故の過失割合：ご自身100%、相手方0%

例えば…
 相手車の修理費用：70万円
 相手車の持価額*：40万円

対物賠償 修理費用70万円

対物賠償 40万円

相手方

ご自身

30万円補償

対物超過修理費用補償特約で対物賠償を超過した不足分を、ご自身の過失割合に応じて、50万円を限度にお支払いします。

対物超過修理費用補償特約付帯なら…

車両損害補償特約を付帯していれば自動付帯となります!(追加掛金なし)

適用上のご注意

- 相手自動車に損害が生じた日の翌日から起算して6ヵ月以内に、相手自動車を修理した場合に適用になります。
- 事故の過失割合によっては、相手方にも修理費用が発生する場合があります。

拡大

他車運転優先払®(車両特則)の補償範囲を拡大しました。

車両損害補償「エコノミーワイド」に「損害額限定オールリスク」が付帯されている場合、借用自動車にかかわる損害の補償対象となる事故の範囲を「エコノミーワイド」から「オールリスク」に拡大します。

他車運転優先払とは

他人の車を借りて運転中に事故を起こしたとき、借りた車(レンタカーを除く)の自動車共済(保険)契約の有効にかかわらず、貸主に迷惑がつかないよう全労済の契約から優先して共済金を支払う制度です。



私たちは儲けない金融機関です。



© kinki rokin

2006年2月1日
より、他行・郵便局・
コンビニのATM・
CD機でのお引出し
手数料を全額還元
(無料)に。

都市銀行をはじめとするMICS加盟の提携金融機関・郵便局・コンビニのATM・CD機を利用してお引出しされた場合の手数料を、翌月末に預金口座(カードローン口座の場合は返済用口座)へご入金します。

対象となる口座

- 個人の保有するすべての普通預金(無利息型含む)・貯蓄預金口座
- カードローン口座(マイプラン・@irカード・生き生きカード・郵貯ジョイントカード)

※延滞・解約等の口座は還元対象外となります。

ご利用可能なATM・CD

- 全国のろうきん・MICS加盟の提携金融機関(都銀・信託銀・地銀・第2地銀・信金・信組・JA等)
- 郵便局
- セブン銀行(セブンイレブン・イトーヨーカドー)
- コンビニ(ローソン・ampm・サークルK・ファミリーマート等)

入金もできて、しかも無料

全国のろうきんはもちろん、セブン銀行・郵便局・第2地銀・信金・信組*でも入金が可能。しかも手数料は無料!!

※第2地銀・信金・信組では、一部ご利用いただけない金融機関・店舗がございます。ご利用いただけるATMには「入金ネット」のマークが表示されています。



<店頭に説明書をご用意しております。>

近畿労働金庫/奈良県内



近畿ろうきんホームページ
<http://www.rokin.or.jp>

近畿ろうきん

お問い合わせ
0120-191-968
〒540-8523 大阪市中央区森ノ宮中央1-10-14

FAX情報BOX
TEL. 06-6942-2911

- 奈良支店 〒630-8115 奈良市大宮町3-4-29 TEL 0742-36-2100
- 高田支店 〒635-0096 大和高田市西町1-55 TEL 0745-53-2211
- 吉野支店 〒638-0821 吉野郡大淀町下淵999-8 TEL 0747-52-0351
- 郡山支店 〒639-1007 大和郡山市南郡山町554-1 TEL 0743-53-8581
- 桜井支店 〒633-0091 桜井市大字桜井1227-4 TEL 0744-45-0123
- 親ロ-ンター 〒630-8115 奈良市大宮町3-4-29 TEL 0742-36-2177
- 中ロ-ンター 〒635-0096 大和高田市西町1-55 TEL 0745-53-7671